

生活保護課

IV 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、行旅病人及び行旅死亡人に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、長生郡管内の 5 町 1 村について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

平成 25 年度と平成 27 年度を比較すると、被保護世帯数は、9%の増、被保護人員は、6.8%増となり保護率も 0.9ポイント増加し、11.0パーセントとなっている。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
25 年度	61,244	492	618	10.1
26 年度	60,703	523	648	10.7
27 年度	60,074	536	660	11.0
伸び率 (27/25)%	-1.9	9.0	6.8	0.9 ポイント増

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

平成27年度の被保護世帯を類型別にみると、単身世帯が85.1%を占め、このうち単身の高齢者世帯が、全体の55%となっている。

表1-(2)-イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		25 年度	26 年度	27 年度	伸び率 (27/25)	
合 計	世帯(世帯)	492	523	536	1.09	
単 身 世 帯	高 齢 者	世帯(世帯)	246	271	295	1.20
		割合(%)	50.0	51.8	55.0	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	135	144	135	1.0
		割合(%)	27.4	27.5	25.2	-
	そ の 他	世帯(世帯)	33	31	26	0.79
		割合(%)	6.7	5.9	4.9	-
	小 計	世帯(世帯)	414	446	456	1.10
		割合(%)	84.1	85.3	85.1	-
2 人 以 上 の 世 帯	高 齢 者	世帯(世帯)	20	21	23	1.15
		割合(%)	4.1	4.0	4.3	-
	母 子	世帯(世帯)	9	6	7	0.78
		割合(%)	1.8	1.1	1.3	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	36	37	38	1.06
		割合(%)	7.3	7.1	7.1	-
	そ の 他	世帯(世帯)	13	13	12	0.92
		割合(%)	2.6	2.5	2.2	-
	小 計	世帯(世帯)	78	77	80	1.03
		割合(%)	15.9	14.7	14.9	-

※1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

保護開始は68件であり、傷病が23件、預貯金等の減少が22件で全体の66%を占めている。
また、保護廃止は62件であり、死亡が29件で全体の47%となっている。

表1-(2)-ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
面接・相談件数(件)	118	161	191
申請件数(件)	90	111	102
開始件数(件)	68	91	68
廃止件数(件)	54	64	62

(3) 実施体制及び訪問活動

実施体制は、査察指導員 1 名現業員 8 名である。また、訪問活動状況については、地区担当員 1 人当たり月平均 10 日、27 件程度の訪問活動を行っている。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況						
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数		過地区 去一 年担 当員 数の 延 C 人	地区担当員 1人当 たりの 月間訪 問実 績	
		標 準 数 人	現 員 人	標 準 数 人	現 員		計 画 件	実 績 A 件	計 画 日	実 績 B 日		A/C 訪 問 件 数 件	B/C 訪 問 日 数 日
					専 任 面 接 員 人	地 区 担 当 員 人							
25 年 度	480	1	7	7	0	7	2,112	2,191	578	584	84	26.1	7.0
26 年 度	495	1	8	8	0	8	2,088	2,552	741	880	96	26.6	9.2
27 年 度	524	1	8	8	0	8	2,065	2,525	931	949	96	26.3	9.9

(4) 生活保護費の支出状況

平成 26 年度と比較すると、生活扶助費が 7,148,435 円増加しており、全体で 9,014,481 円増加となっている。

表 1 - (4) 平成 27 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	359,699,147	71.08	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	123,372,527	24.38	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	2,972,904	0.59	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	67,021	0.01	介護費・福祉用具費
医療扶助費	8,304,273	1.64	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	2,173,919	0.43	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	1,919,745	0.38	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	498,509,536	98.51	
就労自立給付金	35,793	0.01	就労自立者に対する給付金
施設事務費	7,479,186	1.48	救護施設事務費
合 計	506,024,515	100.00%	

2 行旅病人及び行旅死亡人

(1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

(2) 管内の取扱状況

ア 取扱人員

当センターでは、過去 3 年間事例が発生していない状況である。

表 2 - (2) - ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

3 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

当センターでは、過去 3 年間給付対象世帯がない状況である。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯数 (世帯)	—	—	—
人 員 (人)	—	—	—

※ 1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

当センターでは、給付対象世帯がない状況である。

表 3 - (2) - イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開 始	世帯数 (世帯)	—	—	—
	人 員 (人)	—	—	—
廃 止	世帯数 (世帯)	—	—	—
	人 員 (人)	—	—	—

(3) 支援給付金の支出状況

当センターでは、支出の取り扱いがない状況である。

表 3 - (3) 平成 27 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	—	—	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	—	—	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	—	—	介護費・福祉用具費
医療支援給付	—	—	検診料・移送費等
出産支援給付	—	—	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	—	—	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	—	—	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	—	—	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	—	—	

4 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

平成 25 年度と平成 27 年度を比較すると、給付世帯数は 4 倍に増加している。

表 4 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯数 (世帯)	1	2	4

※1 平成 25・26 年度は「住宅支援給付事業」